

北九州市区域区分見直しの基本方針の一部見直しについて (報告)

1. 見直しの目的

令和元年12月に策定した、北九州市区域区分見直しの基本方針(以下「基本方針」という。)は、適切な土地利用の誘導が出来るよう、対象となる区域の考え方や見直しの流れについて記載しているが、関係機関との市街化区域への編入(以下「市街化編入」という。)にかかる協議を経て、基本方針と関連する規定との関係に誤解が生じないように、記載内容を一部見直すもの。

2. 基本方針の見直し概要

基本方針の「3-1.区域区分見直しの考え方」及び「3-3.市街化調整区域から市街化区域への変更(市街化編入)(1)見直しの基本的考え方」について、都市計画運用指針(国土交通省)や福岡県都市計画基本方針との関係性を分かりやすく表現するため、以下のとおり、記載内容を見直すもの。

P40	3-1.区域区分見直しの考え方	旧	<ul style="list-style-type: none"> ・(略)、福岡県の区域区分の変更(第8回総合見直し)に係る基本的事項(以下、「基本的事項」)では次のとおり示されています。(今回の見直しに必要な項目だけを抜粋) ・(略)、平成 29 年度福岡県都市計画基礎調査を踏まえ行うものとする。
		新	<ul style="list-style-type: none"> ・(略)、福岡県の区域区分の変更に係る基本的事項(以下、「基本的事項」)で示されています。<u>(下記に主な事項を抜粋)</u> ・(略)、福岡県都市計画基礎調査を踏まえ行うものとする。
P50	3-3.市街化調整区域から市街化区域への変更(市街化編入)(1)見直しの基本的考え方	旧	<ul style="list-style-type: none"> ・本市では、コンパクトなまちづくりを推進しており、新たな開発事業による市街化区域への編入については、(略) ・(略)に限って、具体的な開発があれば、市街化区域への編入を検討します。
		新	<ul style="list-style-type: none"> ・本市では、コンパクトなまちづくりを推進しており、市街化区域への編入については、(略) ・(略)に限って、市街化区域への編入を検討します。 ・※見直しに関する基準については、基本的事項による。
P51	(2)見直しの流れ	旧	<ul style="list-style-type: none"> 開発事業者から出された具体的な開発の確認 (1)事業の確実性
		新	<ul style="list-style-type: none"> 開発事業者から出された具体的な開発などの確認 (1)事業の確実性(新市街地)、更なる市街化の見込み(既成市街地)

3. 見直しスケジュール

- ・令和6年 4月(予定) ……「基本方針」一部見直しの方針決裁
- ・令和6年 5月(予定) ……都市計画審議会 報告
- ・令和6年 6月(予定) ……運用開始